

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】
 （変更点は下線部）

改正前	改正後
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～6 (略) 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき) (一)～(五) (略) (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき) (一) 要介護1 594単位 (二) 要介護2 661単位 (三) 要介護3 729単位 (四) 要介護4 796単位 (五) 要介護5 861単位 ロ (略) ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき) (一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) a～e (略) (二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) a 要介護1 747単位 b 要介護2 810単位 c 要介護3 877単位 d 要介護4 940単位 e 要介護5 1,002単位 (2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき) (一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～6 (略) 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき) (一)～(五) (略) (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき) (一) 要介護1 547単位 (二) 要介護2 614単位 (三) 要介護3 682単位 (四) 要介護4 749単位 (五) 要介護5 814単位 ロ (略) ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき) (一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) a～e (略) (二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) a 要介護1 700単位 b 要介護2 763単位 c 要介護3 830単位 d 要介護4 893単位 e 要介護5 955単位 (2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき) (一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

a ~ c (略)		a ~ c (略)	
(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)		(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護1	747単位	a 要介護1	700単位
b 要介護2又は要介護3	847単位	b 要介護2又は要介護3	800単位
c 要介護4又は要介護5	970単位	c 要介護4又は要介護5	923単位
ニ～ネ (略)		ニ～ネ (略)	
8 (略)		8 (略)	